

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請等の手引き

福山市

2024年（令和6年）4月

宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積許可申請等の手引き

はじめに

昭和 30 年代以降、日本では高度経済成長に伴い、都市部の中でも比較的地価の安い丘陵地において、宅地造成が盛んに行われるようになりましたが、造成された宅地の中には、擁壁や排水施設が不十分なため、降雨等の災害に対して、宅地そのものが危険であるばかりか周辺の土地を災害の巻き添えにする恐れがあるものが含まれていました。

しかし、当時はこれを規制する法律がなく、建築基準法による規制と地方自治法を根拠とする各都市の条例等でわずかに軽度の規制をするに止まっていました。

ところが、昭和 36 年 6 月の梅雨前線豪雨で、神奈川県及び兵庫県 of 丘陵地においてがけ崩れや土砂の流出により生命財産に大きな損害がもたらされ、これが、宅地造成が行われている間もないところや造成工事中の現場に多く発生したため、このような災害を防止する目的で、同年、宅地造成等規制法が制定され、福山市も昭和 38 年から市域の約 6 割を「宅地造成工事規制区域」に指定して、宅地造成に伴う災害の防止に努めてきました。

また、令和 3 年に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなりました。

この手引きは、宅地造成及び特定盛土等規制法の制度及び宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う上で必要な手続き並びに基準について、法令と解説を分かりやすくまとめたものです。宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う方々だけでなく、宅地又は農地等の所有者となっている市民のみならず、この手引きに記載されている留意事項を理解いただき、安全な都市の形成が図られるようご協力をお願いします。

2024 年（令和 6 年）7 月改定

2024 年（令和 6 年）12 月改定

※本手引き中の主な略称は、次のとおり表示しました。

法	：宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
条例	：福山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 5 年条例第 46 号）
細則	：福山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 6 年施行細則第 26 号）
手数料条例	：福山市手数料条例
技術的基準	：開発行為等の許可の技術的基準
土砂災害防止法	：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

目 次

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	1
1-1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	1
1-2	許可を要する工事	1
1-3	許可を要しない工事	3
1-4	宅地造成等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	7
2	工事の技術的基準及び設計者資格	8
2-1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準	8
2-2	土石の堆積に関する工事の技術基準	9
2-3	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	12
3	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等	13
3-1	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領	13
3-2	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく変更許可申請書作成要領	14
3-3	擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領	19
3-4	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等手数料	19
3-5	標準処理期間	19
4	事前相談	20
5	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項	20
5-1	許可の条件	20
5-2	工事の施工に伴う留意事項	20
5-3	検査・定期報告	20
6	申請手続きの流れ	22
7	手続き一覧	23
8	参考資料	24
9	様式集	27
9-1	事前相談の様式	
	事前相談書	28
9-2	許可申請の様式	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	30
	土石の堆積に関する工事の許可申請書	32
	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	34
	資金計画書（土石の堆積に関する工事）	36
	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書	38
	暴力団等に該当しない旨の誓約書	39

9-3 工事着手から完了までの様式

宅地造成等に関する工事着手届書	40
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届書	41
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	42
土石の堆積に関する工事の標識	43
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	44
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	45
土石の堆積に関する工事の定期報告書（宅地造成等工事規制区域）	46
特定盛土等に関する工事の定期報告書	47
土石の堆積に関する工事の定期報告書（特定盛土等規制区域）	48
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	49
土石の堆積に関する工事の確認申請書	50

9-4 許可後の変更等の様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議書	51
土石の堆積に関する工事の計画変更協議書	52
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	53
土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	55
宅地造成等に関する工事の変更届書	57
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書	58
宅地造成等に関する工事工程等変更届書	59
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事工程等変更届書	60

9-5 区域指定の際に行っている工事の様式

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	61
土石の堆積に関する工事の届出書	62
擁壁等に関する工事の届出書	63
公共施設用地の転用の届出書	64
届出工事の変更届書（法第21条第1項）	65
届出工事の変更届書（法第21条第3項）	66
届出工事の変更届書（法第40条第1項）	67
届出工事の変更届書（法第40条第3項）	68

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引き内の用語の定義は、下表のとおりです。

表1-1 用語の定義（8参考資料 8-1参照）

用語	定義
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地、森林 ・道路、公園、河川等公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する土地において災害を発生させるおそれが大きいものをいいます。また、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の体積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。
がけ	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第1条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、がけ面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。
災害	がけ崩れ又は土砂の流出による災害をいいます。
設計	その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）を作成することをいいます。
工事主	宅地造成、特定盛土若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

1-2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模（注1）を超えるものとなります。

（注1）条例により特定盛土等規制区域の規制対象規模を、宅地造成等工事規制区域内の規模と同一としています。

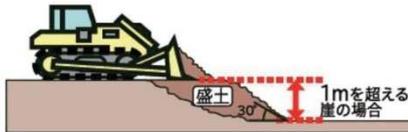
表1-2 許可を要する工事（8参考資料 8-2参照）

行為	対象規模
宅地造成 （法第2条、政令第3条）	①盛土で、高さが1mを超えるがけを生ずるもの ②切土で、高さが2mを超えるがけを生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超えるがけを生ずるもの
特定盛土等 （法第2条、政令第3条）	④①～③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの（30cmを超える造成）
土石の堆積（注2） （法第2条、政令第4条、省令第8条（10）イ）	①高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの

（注2）土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

許可対象工事

盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



盛土と切土を同時に行い
高さが2m超の崖を生ずるもの



盛土又は切土をする土地の
面積が500㎡超となるもの



※30cmを超える盛土・切土

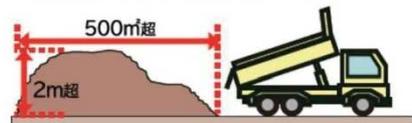
切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



盛土で高さが2m超となるもの

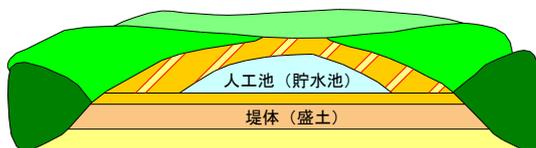


最大時に堆積する
高さが2m超かつ面積が300㎡超
または面積が500㎡超となるもの



許可を要する特別な事例【盛土による堤体を有する人工池を埋める場合】

埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基盤地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合、原則、許可を要する



上記事例については、あくまで参考となります。案件ごとに個別具体での判断を要するため、事前相談書にて許可の要否を判断してください。

1-3 許可を要しない工事

表1-3 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
<p>公共施設用地 (法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項)</p>	<p>道路、公園、河川、 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、 飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、 水道、下水道、営農飲雑用水施設、 水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、 急傾斜地崩壊防止施設</p>
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2m以下かつ500m²超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ・ 土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの ・ 政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注2）又はその付近（注3）に堆積するもの（注4）
<p>みなし許可となる工事 (法第15条各号、法第34条各号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・ 都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事
<p>その他法の対象外となる工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注5）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの） ※田畑転換を除く ・ 窪地（注6）形状の敷地の四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合等 ・ 維持管理行為等（注7）による既存擁壁の築造替え ・ 建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻し。建築物（建築基準法第2条第1号に規定するもの）によりがけ面を覆う場合（注8）

注1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で10km以内のものについては、工事の現場として取り扱います。

注3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注4：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制を記

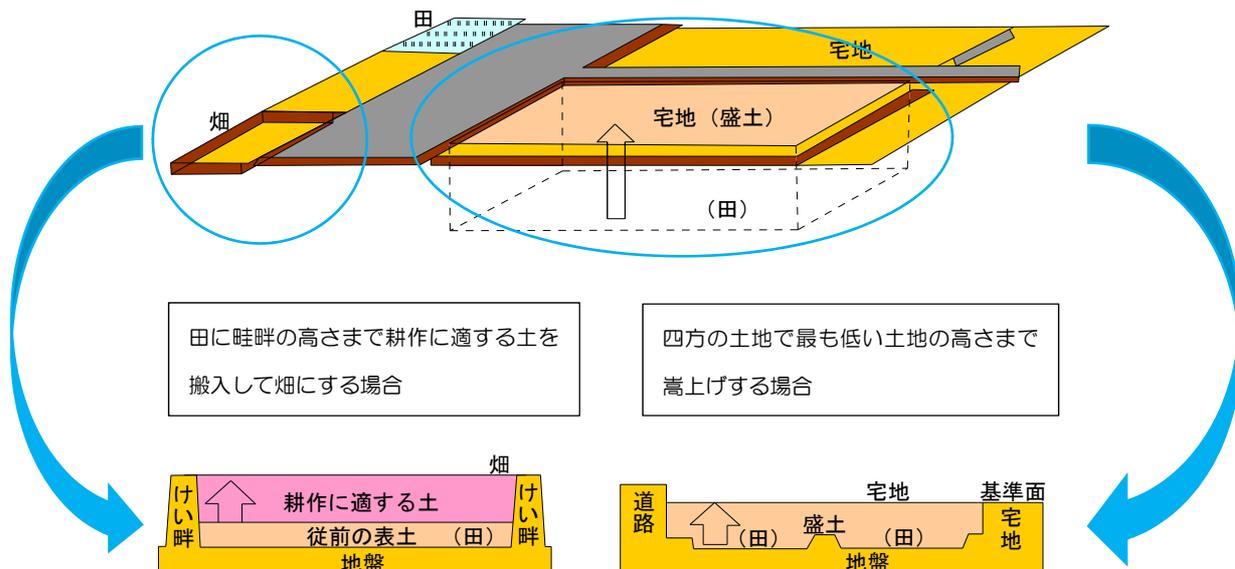
した看板の掲示を行ってください。

注5：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局に対して許可申請前に相談を行ってください。

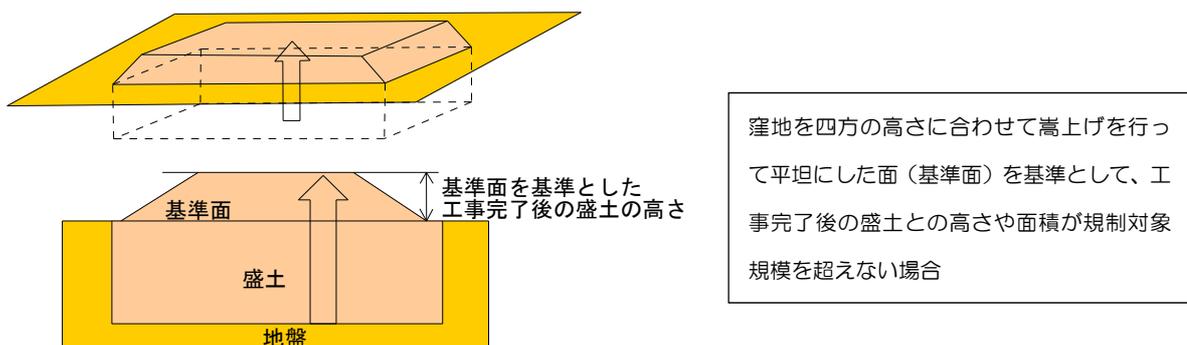
注6：窪地の取扱いについて

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならない場合もあります。（事例参照）
※個別具体の相談を要するため、具体の計画をもって事前相談書を提出し、許可の要否を確認してください。

事例【四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合】



事例【四方の土地より少し高く盛土をする場合】



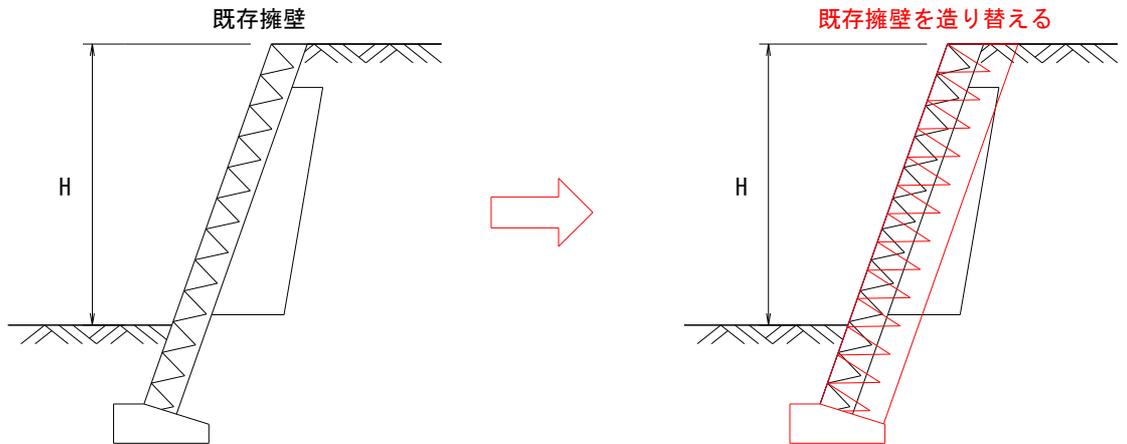
上記事例については、あくまで参考となります。造成規模等により、許可を要することとなるため注意してください。また、案件ごとに個別具体での判断を要するため、事前相談書にて許可の要否を判断してください。

注7：維持管理行為等について

既存擁壁の築造替えや、既存がけ面の補強を目的として擁壁で覆う場合、規制対象とはならない場合もあります。

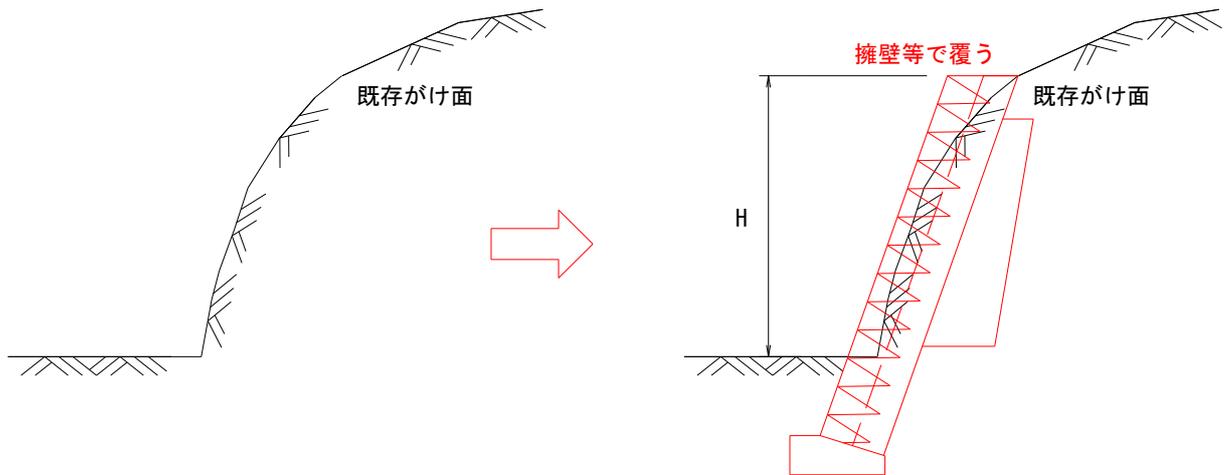
※個別具体の相談を要するため、具体の計画をもって事前相談書を提出し、許可の要否を確認してください。

【既存擁壁の築造替えの場合（原則、位置及び高さに変更がないもの）】



高さ、位置、勾配及び上部又は下部の地盤面の形状が変わらない。

【既存がけ面の補強を目的として擁壁等で覆う場合】



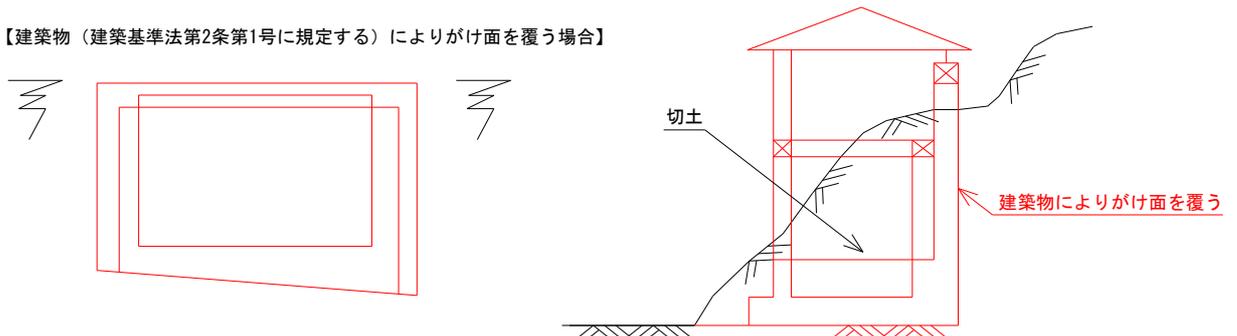
注8：建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻しに伴い、建築物によりがけ面を覆う場合

建築基準法第2条第1号に規定する建築物

ただし、工作物の確認の要否については、建築指導課へ相談してください。

※個別具体の相談を要するため、具体の計画をもって事前相談書を提出し、許可の要否を確認してください。

【建築物（建築基準法第2条第1号に規定する）によりがけ面を覆う場合】



(参考) 都市計画法に基づく開発許可を要する開発行為

- 許可を要する開発行為の規模 都市計画法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 項
都市計画法施行令第 19 条第 1 項及び第 22 条の 2

区域の種類		開発行為の規模
都市計画区域	市街化区域	1,000m ² 以上
	市街化調整区域	原則として全て
都市計画区域外		1ha以上

- 許可を要しない開発区域 (都市計画法第 29 条第 1 項)

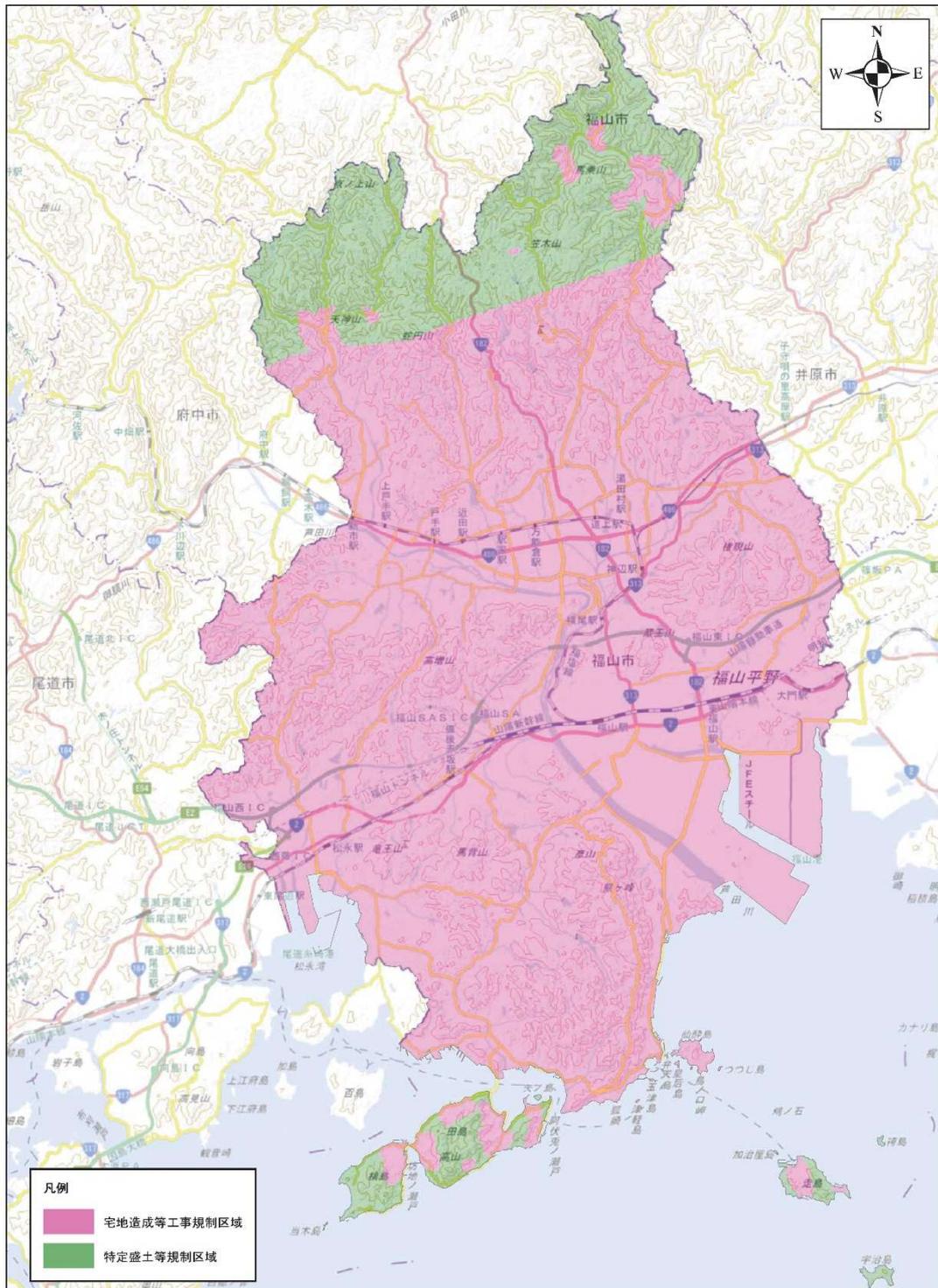
開発行為の内容が下記に該当する場合は、許可不要です。

該当号	開発行為の内容
1号	上記表における「開発行為の規模」未満であるもの
2号	農林漁業の用に供する建築物及び農林漁業従事者用住宅を目的として行うもの
3号	公益上必要な建築物の建築を目的として行うもの (学校、社会福祉施設、医療施設、庁舎、宿舎を除く)
4号	都市計画事業の施行として行うもの
5号	土地区画整理事業の施行として行うもの
6号	市街地再開発事業の施行として行うもの
7号	住宅街区整備事業の施行として行うもの
8号	防災街区整備事業の施行として行うもの
9号	公有水面埋立法の免許を受けた埋立地で、竣工認可未告示のものにおいて行うもの
10号	非常災害のため必要な応急措置として行うもの
11号	通常の管理行為、軽易な行為として行うもの

1-4 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

表1-4 規制区域の指定状況

施行日	告示番号	告示日	指定面積 (ha)	
			宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
2024年4月1日	240	2024年4月1日	43,804ha	7,972ha



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

福山市のホームページ及び「ふくやまっぶ」で公表しています。

2 工事の技術的基準及び設計者資格

本市では、国の「盛土等防災マニュアルの解説」を基に技術的基準を補完し、他法令を含めた宅地造成に関する工事の全般的な技術的基準を策定しています。詳細は福山市のホームページで公表しています。

2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

表2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じるがけの上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質調査等又は試験に基づく地盤の安定計算について）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要ながけ面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は工法の擁壁について（注1）
がけ面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	がけ面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	がけ面崩壊防止施設の構造について
がけ面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われないがけ面の風化等による浸食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その他地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般	第20条第2項	市細則による基準の強化、付加について（注3）

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条、第20条）

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

注3：本市の細則により、技術的基準の強化・付加「技術的基準の強化等」について定めています。（細則第13条）
細則については福山市ホームページで公表しています。

2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

表2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配1/10以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について
技術的基準全般	第20条第2項	市細則による基準の強化、付加について（注1）

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条、第20条）

注1：本市の細則により、技術的基準の強化・付加「技術的基準の強化等」について定めています。（細則第13条）

細則については福山市ホームページで公表しています。

【福山市ホームページ⇒総務課⇒福山市例規集⇒福山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則】

1. 定義

土石の堆積とは、一定期間を経過した後を除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当する。

2. 基本事項

ア 土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。ただし、土石の堆積の崩壊が生じないように設計する場合はこの限りではない。

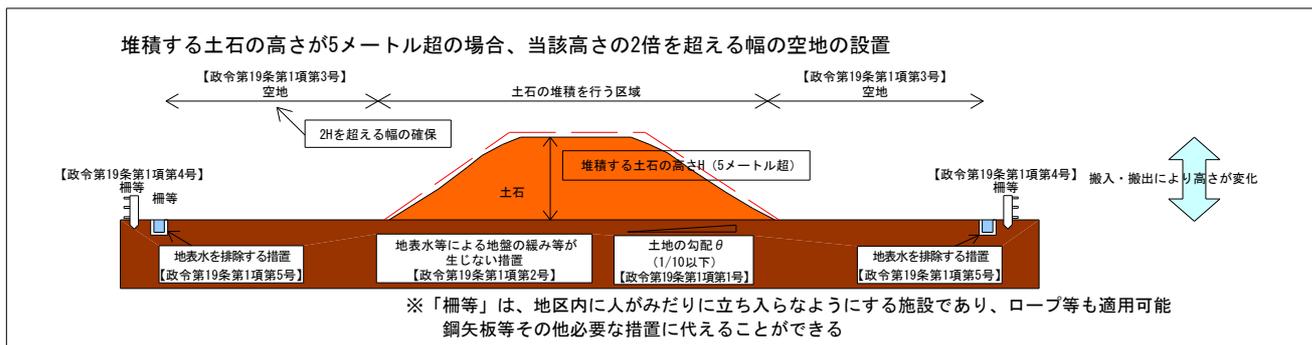
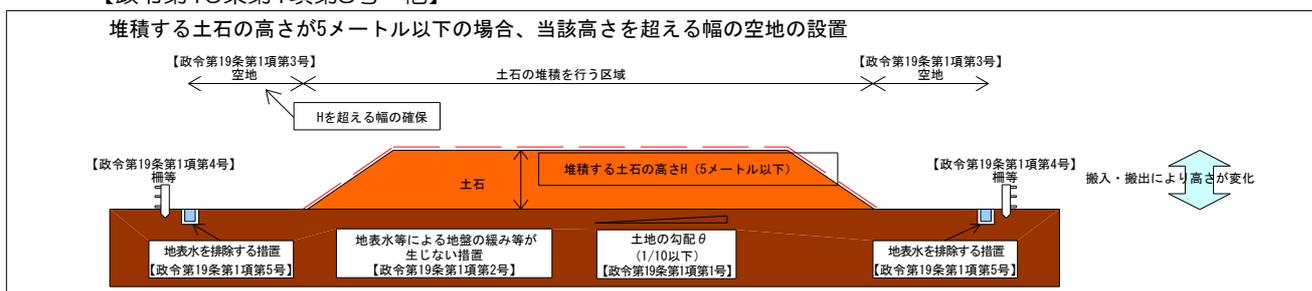
【政令第19条第1項第1号】

イ 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

【政令第19条第1項第2号】

ウ 土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保（空地の設置）及び柵等の設置が必要である。（次の空地は勾配が10分の1以下であるものに限る）

【政令第19条第1項第3号 他】



エ 堆積した土石の周囲には、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の立入りを禁止する旨の表示を掲示した柵その他これに類するものを設けること。

【政令第19条第1項第4号】

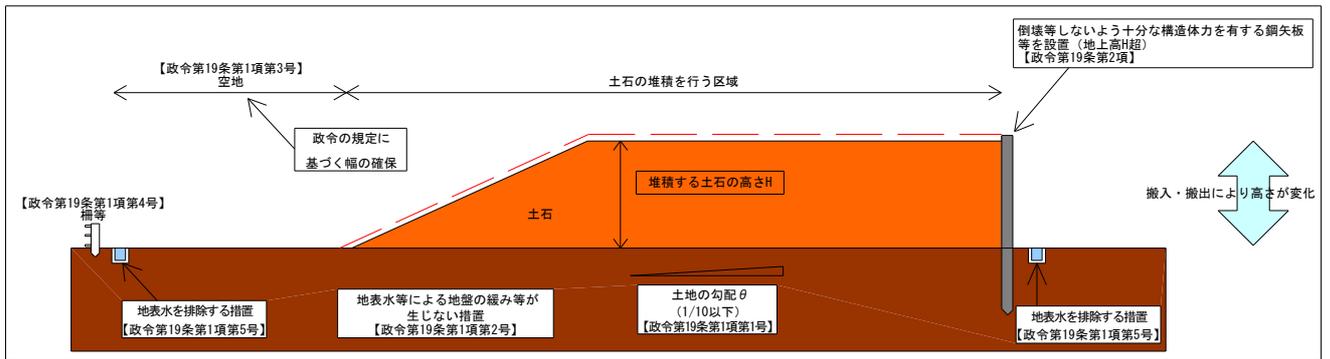
オ 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずると。

【政令第19条第1項第5号】

3. 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止するものとする。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分耐えうる措置（構造計算等による）を選定しなければならない



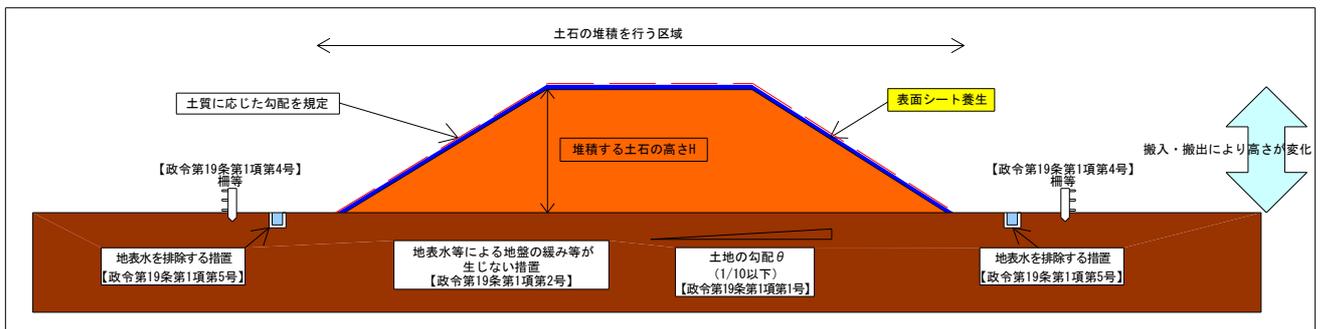
4. 土砂の流出防止（地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置）

2. 基本事項（ウ）の堆積する土石の高さが5メートル超の場合、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること。

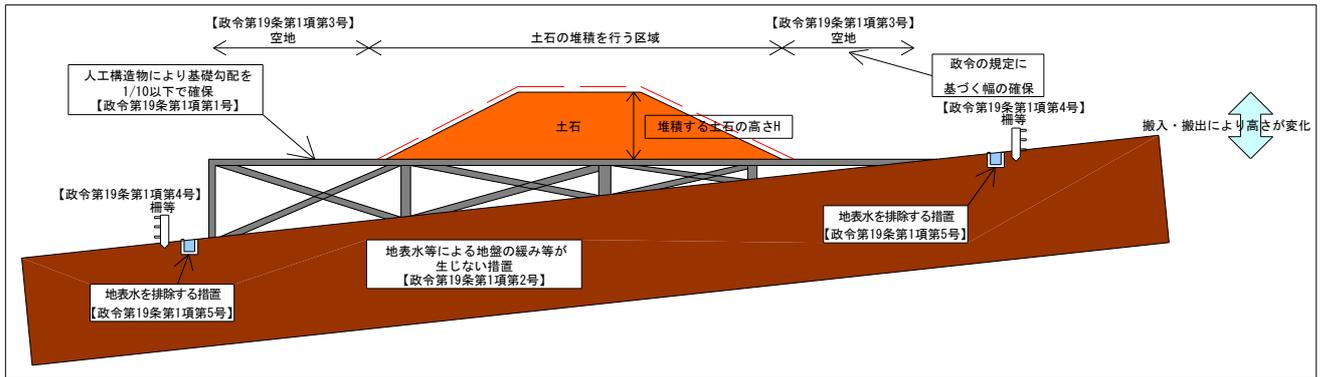
その他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして次に定める措置を講ずる場合には、適用しない。

堆積した土石を防水性のシートその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置及び堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること。

その他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置



堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造のもの（構造計算等による））



2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

1. 資格を有する者の設計対象工事（法第13条第2項、政令第21条）

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

2. 設計者資格（法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号）

上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令における大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ②学校教育法により短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
 - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36条）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有するもので都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第35条第1号に掲げるものと同等以上の知識及び経験を有すると認める者

3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

3-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し正副2部を提出してください。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかをP. 4に掲載の福山市ホームページ又は「ふくやまっぴ」の規制区域図から確認してください。

①「工事施行者住所名前」

・工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載してください。

②「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。）

・代表地点の緯度経度は申請地の中心点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数点第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。

③「土地の面積」

・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。

④「盛土のタイプ」

・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）

（1）平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

（2）腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

（3）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑤「土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）

（1）山間部における、河川の流水が継続して存する土地

（2）山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

（3）（1）、（2）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以上の範囲を基本とします。

⑥「工事の概要」

イ. 盛土又は切土の高さ

・P. 1「1-2許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

ロ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土、又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

又. 工程の概要

・工程表を添付してください⑦「その他必要な事項」

・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。

・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。

※ 福山市ホームページで、宅地造成又は特定盛土等許可又は土石の堆積に関する許可申請書類チェック表を公表していますので、参考としてください。

3-2 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく変更許可申請書作成要領

1. 事前協議

許可の内容に変更が生じる場合は、「宅地造成及び特定盛土等計画変更協議書」に変更の内容が確認できる図書を添付し、当該変更に係る事務処理（変更許可、変更届、その他）等について、事前に協議してください。

なお、当該変更についての協議の成立をもって、変更に係る部分の工事については着手することができます。ただし、工事完了前に所要の手続き（変更許可又は変更届）が必要になります。

2. 変更許可又は軽微な変更の届出

許可を受けた者は、当該許可の内容を変更する場合は宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書を次の要領で作成し正副2部を提出してください。

なお、工事の変更内容が次に掲げる事項に該当する場合は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更届出書に必要な図書を添付して、遅滞なく届出てください。

- ① 工事主、設計者又は工事施行者の名前若しくは名称又は住所の変更
- ② 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事にあつては、当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点

「土地の所在及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」

- ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書記入）してください。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表3-1 許可申請に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土等	土石の 体積	
1. 許可申請書		・申請者、工事の概要等を記載	要	要	（省令第7条第1項）
2. 設計者資格 証明書	卒業証明書	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m ² を超える土地における 排水施設の設置	左記の設計 をする ときは要	左記の設計 をする ときは要	設計者の資格は、「2-3 資格を有する者の設計対 象、設計者資格」を参照の こと
	実務経歴証明書				
	資格、免許等の写し				
3. 構造計算書		・擁壁又はがけ面崩壊防止施設の 概要（注1） ・構造計画、応力算定及び断面算定	備考に 該当する 場合は要	備考に 該当する 場合は要	・鉄筋コンクリート造、無 筋コンクリート造の擁 壁を設置する場合（省令 第7条第1項第2号） ・がけ面崩壊防止施設の 場合（政令第14条、省 令第31条）
		・措置の概要、構造計画、応力算定 及び断面計算等	—	備考に 該当する 場合は要	・土石の堆積を行う面（鋼 板等を使用したものであ つて、勾配が10分の1 以下であるものに限る） を有する堅固な構造物、 又は、堆積した土石の滑 動を防ぐため又は滑動す る堆積した土石を支える ための構造物を設置等す る場合（省令第7条第2 項第2号、第32条）

4. 地盤、がけ面及び溪流等における盛土の安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> 土質試験その他の調査 試験に基づく安定計算書 	備考に該当する場合は要	—	<ul style="list-style-type: none"> 災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合（省令第7条第1項第3号） がけ面を擁壁で覆わない場合（省令第7条第1項第4号）
		<ul style="list-style-type: none"> 盛土の安定計算書 	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	
5. その他審査に必要な書類	許認可等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 他の法令で許認可等を要するときは、それらの許認可等を証する書類 	要	要	
	委任状		備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	代理人が申請手続きを行う場合
	土地・工作物登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記簿謄本 	要	要	申請時直前のものであること
	大臣認定擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 認定書 計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類 	当該擁壁を使用する場合は要	当該擁壁を使用する場合は要	（政令第17条）
	工事主の資力・信用に関する資料（注4）	<p>〈共通事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金計画書 預金残高証明書 資金借入又は融資証明書 <p>〈個人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し 最近3年間の所得税の納税証明書 <p>〈法人の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 事業経歴書 ①役員の住民票または個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当する者の上記①及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書 <p>〈盛土等を行った土地を譲渡することを業とする者の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類 	要	要	（省令第7条第1項第7号～第9号、細則第5条第1項第1～4号、第6号）
			納税証明書はその1を添付	納税証明書はその1を添付	
			納税証明書はその1を添付	納税証明書はその1を添付	
工事施行者の能力に関する書類	<p>〈行為の難易度が高い場合〉（注2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の登記簿謄本 事業経歴書 建設業の許可証明書 	要	要	（本法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号、細則第5条第1項第5号）	
申請地及びその周辺の写真		要	要	（省令第7条第1項第6号）	
宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事施行同意書（印鑑証明書）	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得たことを証する書類 	要	要	妨げとなる権利とは所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、先所得権等がある（省令第7条第1項第10号）	

住民への周知措置を講じたことを証する書面（注4）	<p>○住民周知の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（注5）の表に示す範囲 ・土砂災害防止法第7条第1項における土砂災害警戒区域内の土地 <p>○開催方法ごとの必要書類</p> <p>〈説明会開催の場合〉（注6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） <p>〈書面配布の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 <p>〈掲示及びインターネットによる場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む） 	要	要	（省令第6条、第7条1項第11号、細則第4条）
工事主の誓約書（注7）	<ul style="list-style-type: none"> ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約書 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約書 	要	要	

（注1）がけ面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有するがけの安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の浸入又はその他、擁壁が有するがけの安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

（注2）盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1ha以上、又は擁壁等（排水施設を除く）を設置する工事。

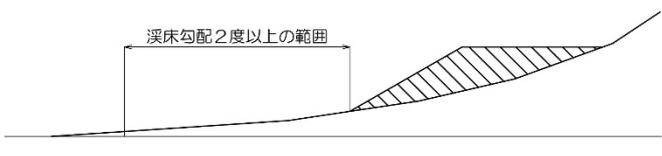
（注3）次にあげる土地において政令第3条に規定する盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

- ・政令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域の設定の基となる溪流の流域内の土地及び土砂災害警戒区域内の土地

（注4）必要な資料の他に、法に基づく是正措置が未完了等の場合、工事の資力・信用がないものと判断されます。

（注5）

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大深さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲） 	
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土法肩までの高さhに対して盛土法面から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Lの範囲） 	

<p>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土</p> <p>②溪流等における盛土（①を除く）</p> <p>③谷埋め盛土（①及び②を除く）</p> <p>④腹付け盛土のうち、参考図1の範囲に溪流等の渓床が存在するもの（①及び②を除く）</p>	<p>・下流の渓床勾配が2度以上の範囲（※参考図）</p>	
---	-------------------------------	--

（注6）説明対象者が多数の場合は、周知方法等について相談してください。

また、申請区域が接する隣接地には、周知するよう努めてください。

（注7）様式は福山市ホームページで公表しています。

表3-2 許可申請に必要な書類

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	
1. 位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	（省令第7条第1項第1号） （省令第7条第2項第1号）
2. 地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 （省令第7条第1項第1号） （省令第7条第2項第1号）
3. 平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土（緑色で着色）又は切土（茶色で着色）をする土地の部分	1/2,500 以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、がけ面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 （省令第7条第1項第1号）
	・方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容				
4. 断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	高低差の著しい箇所について作成すること。 （省令第7条第1項第1号） （省令第7条第2項第1号）

	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。 (省令第7条第2項第1号)
5. 排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	汚水・雨水を区分すること。流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること。 (省令第7条第1項第1号)
6. かけの断面図	・かけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びにかけ面の保護の方法	1/50 以上	要	—	擁壁で覆われるかけ面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
7. 擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する施設として設置する場合は不要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)
8. 擁壁の背面図	・擁壁高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
9. かけ面崩壊防止施設	・かけ面崩壊防止施設の寸法及び勾配、かけ面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、かけ面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
10. かけ面崩壊防止施設の背面図	・かけ面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
11. 土地の公図の写し	・土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番		要	要	謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること
12. 現況地番図	・同上		要	要	所有者名及び地目を記入すること
13. 排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14. 防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	—	
15. 防災施設構造図	・同上	1/50 以上	要	—	
16. 丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	

3-3 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、次の工事を行う場合、又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第21条第3項又は第40条第3項及び法第21条第4項又は法第40条第4項に基づき、次の要領で届出書を作成し、提出してください。

ただし、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可、法第16条第1項又は第35条第1項の変更許可、第16条第2項又は第35条第2項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表3-3 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様式	備考
届出書	次の全部又は一部の除去工事を行う場合 ①高さが2m超の擁壁又はがけ面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の14日前まで	様式第17	(法第21条第3項、法第40条第3項、政令第26条各項、政令第34条)
	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から14日以内	様式第18	(法第21条第4項、法第40条第4項)

擁壁等に関する工事の変更届出書についての留意点

- 届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第10条に基づく様式第7号又は第8号(細則第24条に基づく場合は様式第14号又は第15号)により変更届出書を提出しなければなりません。

3-4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等手数料

表3-4 手数料条例別表

盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積 (m ²)	手数料の額 (円)
500以内	14,000
500を超え 1,000以内	25,000
1,000を超え 2,000以内	36,000
2,000を超え 5,000以内	55,000
5,000を超え 10,000以内	79,000
10,000を超え 20,000以内	130,000
20,000を超え 40,000以内	200,000
40,000を超え 70,000以内	300,000
70,000を超え 100,000以内	390,000
100,000超	490,000

※面積について

宅地造成等の面積ではなく、許可行為に該当する、盛土又は切土をする土地の面積・土石の堆積を行う土地の面積が手数料の対象となります。

注) 変更許可申請の場合は、変更に係る部分の盛土、切土又は土石の堆積の土地の面積に応じた手数料の額とします。

3-5 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

表3-5

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間(日)
宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可	法第12条第1項 法第30条第1項	30日

- 標準処理期間(開庁日とし、土日祝は含まない)は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておくことにより、その後の許可申請等に係る手続きの円滑化を図ることを目的として、事前相談を受け付けています。

事前相談書に必要書類を添えて提出してください。

なお、申請後に手数料の額に関わる面積（盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積）に変更が生じると大幅に審査工程のやり直しが生じるため、事前相談にて面積の考え方をよく確認してください。

5 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

5-1 許可の条件

本市では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。（法第12条第3項、法第30条第3項）

1. 工事完了期限
2. 工事施工中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置
3. 工事を廃止する場合の措置
4. かけ面崩壊防止施設を設置するにあたっての留意事項
5. その他

5-2 工事の施行に伴う留意事項

本市では、次のとおり、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行に伴う注意事項を示しています。

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可に係る工事の施行に伴う注意事項」

1. 工事の施行
2. 工事の際に必要な手続き
3. 許可標識の掲示
4. 工程写真の撮影
5. 施工管理
6. 工事の検査
7. 許可事項等の変更
8. その他

5-3 検査・定期報告

1. 中間検査

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

表5-1 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超のかけ ②切土で高さ5m超のかけ ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超のかけ（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000m ² 超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗きょ排水管を配置する場合	様式第13、検査対象を明示した平面図、検査対象の写真	暗きょ排水管配置完了から4日以内

2. 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な措置を講じなければなりません。

表5-2 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で高さ2m超のかけ ②切土で高さ5m超のかけ ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超のかけ（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000m ² 超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁、かけ面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留の施行状況	様式第10号又は第17号、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	工程が3か月未満の工事については、工事着手届の着手年月日から45日、3か月以上の工事は、3か月ごと	左記「報告の期間」の末日から7日以内
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②堆積の面積3,000m ² 超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況、なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）	様式第11号又は様式第18号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真		

3. 完了検査等

当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。

表5-3 完了検査

行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	様式第9	工事完了から4日以内
土石の堆積	確認申請	様式第11	

4. 留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施にあたっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 検査日の調整にあたっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- 3) 検査にあたっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

6 申請手続きの流れ

表6-1 申請の流れ

	申請者	福山市	その他
事前相談	<p>[事前相談書提出]</p> <p>[事前相談回答書受領]</p>	<p>[事前相談書受理]</p> <p>[審査]</p> <p>[事前相談回答書]</p>	<p>許可申請等の手続きの円滑化のため、必要に応じて提出してください</p>
本申請前	<p>周辺住民への周知</p>		
本申請	<p>許可申請書提出 (正副各一部)</p> <p>補正推問通知受領</p> <p>補正書類作成・提出</p> <p>許可通知書受領</p>	<p>許可申請書受理</p> <p>審査</p> <p>補正推問通知</p> <p>補正書類審査</p> <p>許可</p> <p>許可通知書交付</p> <p>許可事項公表</p>	<p>他法令許可通知書等交付</p>
工事施行	<p>標識の設置</p> <p>工事着手届提出</p> <p>定期報告書提出</p> <p>中間検査申請書提出</p> <p>合格証受領</p> <p>完了検査申請書提出</p> <p>検査済証受領</p>	<p>工事着手届受理</p> <p>定期報告書受理</p> <p>中間検査申請書受理</p> <p>中間検査</p> <p>合格証交付</p> <p>完了検査申請書受理</p> <p>完了検査</p> <p>検査済証交付</p>	<p>土石の堆積は対象外</p> <p>土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済証」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える</p>

7 手続き一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第12条第1項、法第30条第1項）のほか、必要に応じて次の手続きが必要となります。

表7-1 手続きの一覧表

		手続きの種類	根拠法令等	様式
事前相談		事前相談	—	事前相談書
許可申請・届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請	法第12条第1項 法第30条第1項	別記様式第二 (省令第7条第1項)
		土石の堆積に関する工事の許可申請	法第12条第1項 法第30条第1項	別記様式第四 (省令第63条第1項)
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請	法第16条第1項 法第35条第1項	別記様式第七 (省令第37条各項)
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請	法第16条第1項 法第35条第1項	別記様式第八 (省令第67条各項)
		宅地造成等に関する工事の変更届出	法第16条第2項	様式第4号(細則第9条)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出	法第35条第2項	様式第13号(細則第23条)
標識の 掲示	標識の掲示	法第49条	別記様式第二十三 又は第二十四(省令第87条)	
工事等の届出	当初	宅地造成等に関する工事着手の届出	細則第6条	様式第1号(細則第6条)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手の届出	細則第20条	様式第12号(細則第20条)
		工事等の届出 (規制区域指定の際、宅地造成・特定盛土等。土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第21条第1項 法第40条第1項	別記様式第十五又は第十六 (省令第52条第1項、第3項、又は省令第82条各項)
		工事等の届出 (規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除却工事をする場合)	法第21条第3項 法第40条第3項	別記様式第十七 (省令第55条又は第85条)
		工事等の届出 (規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第21条第4項 法第40条第4項	別記様式第十八 (省令第56条又は第86条)
	変更	届出工事(法第21条第1項又は第3項)の変更届出	細則第11条	様式第7号又は第8号 (細則第11条)
		届出工事(法第40条第1項又は第3項)の変更届出	細則第25条	様式第14号又は第15号 (細則第25条)
		宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出 (中止・再開・廃止)	細則第12条	様式第9号(細則第12条)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等の変更届出 (中止・再開・廃止)	細則第26条	様式第16号(細則第26条)
	中間 検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第18条第1項 法第37条第1項	別記様式第十三 (省令第46条)
定期 報告	宅地造成等に関する工事の定期報告 (宅地造成等工事規制区域内)	法第19条第1項	様式第10号又は第11号 (細則第16条各項)	
	特定盛土等に関する工事の定期報告 (特定盛土等規制区域内)	法第38条第1項	様式第17号又は第18号 (細則第29条各項)	
完了 検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事了りの検査	法第17条第1項 法第36条第1項	別記様式第九 (省令第40条又は第70条)	
	土石の堆積に関する工事の確認	法第17条第4項 法第36条第4項	別記様式第十一 (省令第43条又は第73条)	

各種申請に必要な様式については、「9 様式集」をご確認ください。
福山市のホームページでも公表しています。

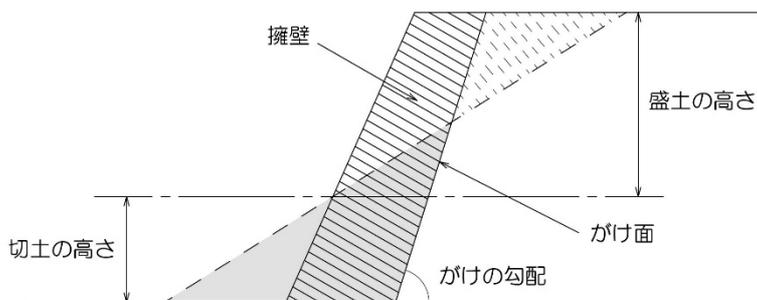
8 参考資料

8-1 用語の定義

1. かけ、かけ面及びかけ面の勾配

「かけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（花崗岩、安山岩等の火成岩及び硬い礫岩をいい、風化の著しいものは除きます。）以外のものをいい、擁壁で覆われたものも含まれますが、建築物で覆われたものは含みません。また、「かけ面」とは、その地表面をいいます。

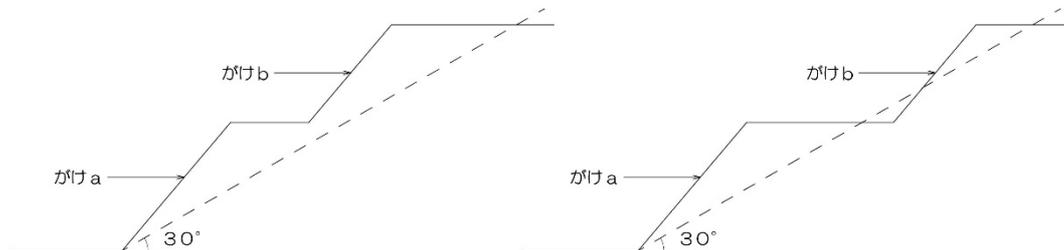
かけの勾配は、かけ面の水平面に対する角度をいい、実質的には、かけ面における等高線に垂直な断面において、かけ面と水平面のなす角度をもって表すこととなります。



2. 一体のかけ

小段、道路、建築敷地等により上下に分離されたかけがある場合において、下層のかけ面の下端を含み、かつ、水平面に対して30度の角度をなす面の上方に上層のかけ面の下端がある場合は、その上下のかけは一体のかけとみなされます。

したがって、下図において、かけaとかけbは、図アでは一体のかけになり、図イでは別のかけになります。



図ア 一体のかけ

図イ 別のかけ

3. 水路に近接する擁壁の根入れについての取扱い

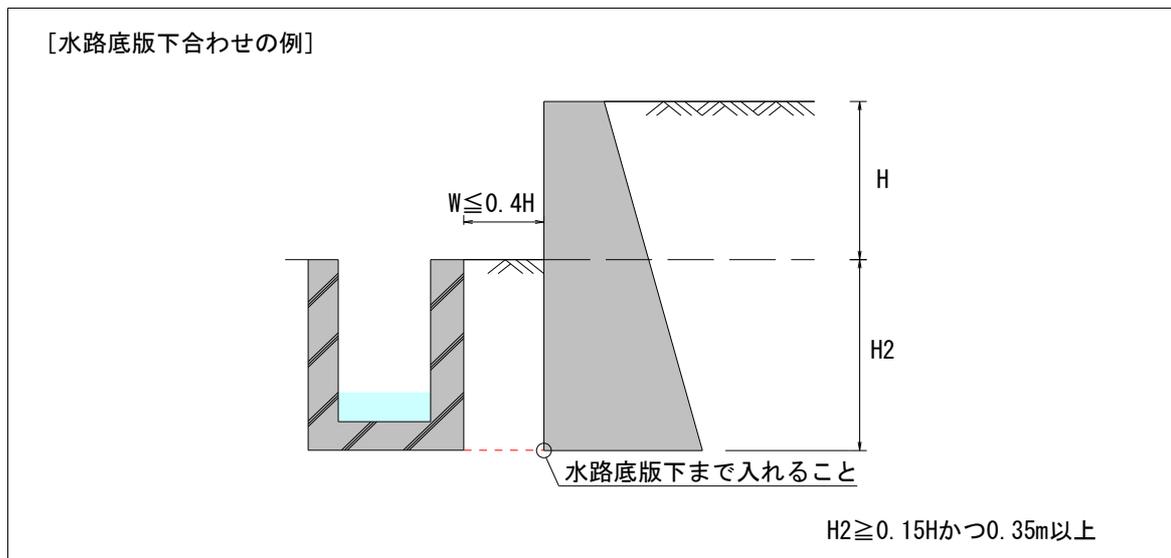
水路（未改修の水路・河川以外）に近接する擁壁で、高さ（H）が5m以下かつ擁壁前面の土が洗堀されるおそれがない場合にあっては、擁壁の根入れは次のとおりです。

なお、水路・河川の改修計画の有無については、水路管理者へ確認してください。

(1) 擁壁と水路の距離（W）が[擁壁の高さ（H）×0.4]m以下の場合

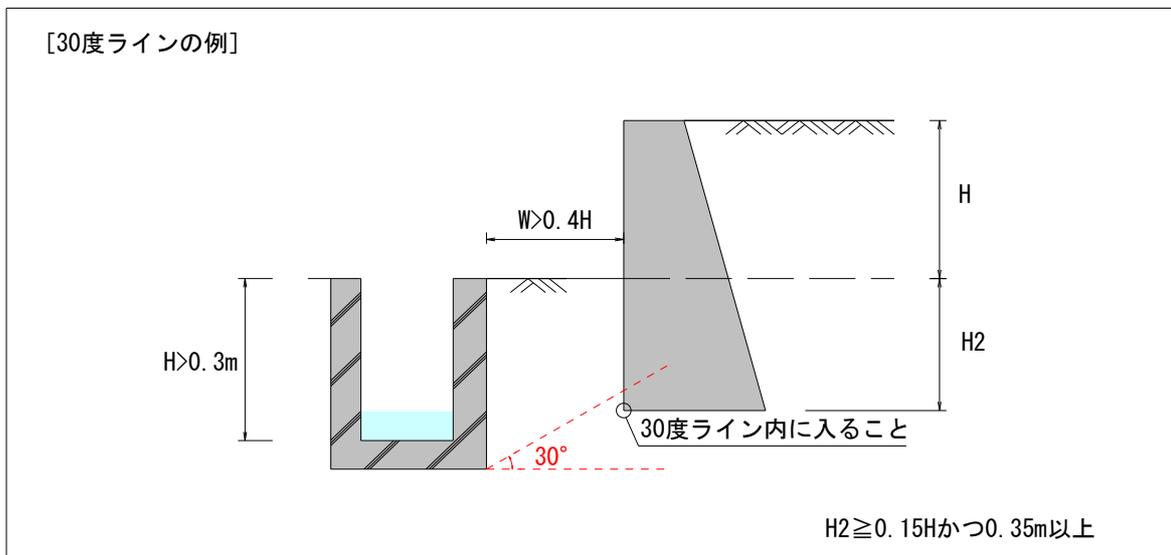
擁壁の根入れ（H2）は水路底版下まで必要になります。

なお、当該根入れの値が[水路天端から擁壁高（H）×0.15]mかつ0.35m以上（以下「標準根入れ」という。）に満たない場合は、「標準根入れ」が必要です。



(2) 擁壁と水路の距離（W）が[擁壁の高さ（H）×0.4]mを超える場合

擁壁の根入れ（H2）は水路底版下から30度ライン内に入り、かつ、「標準根入れ」が必要です。



8-2 許可を要する工事

1. 宅地造成、特定盛土等

<p>①盛土で、高さが1mを超えるがけを生ずる工事</p>	
<p>②切土で、高さが2mを超えるがけを生ずる工事</p>	
<p>③盛土と切土とを同時に行う場合で、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超えるがけを生ずる工事 (1、2に該当する盛土又は切土を除く)</p>	
<p>④盛土で高さが2mを超える工事 (1~3に該当する盛土を除く)</p>	
<p>⑤切土又は盛土で生ずるがけの高さに関係なく、当該盛土及び切土をする土地の面積が500m²を超える工事 (1~4に該当する盛土及び切土を除く) ※30cmを超える造成行為</p>	

2. 土石の堆積

<p>①高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えるもの</p>	
<p>②土石の堆積を行う土地の面積が500m²を超えるもの (①を除く) ※30cmを超える土石の堆積</p>	

9 様式集

9-1：事前相談の様式

- ・事前相談書…P28～29

9-2：許可申請の様式

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書『様式第二』…P30～31
- ・土石の堆積に関する工事の許可申請書『様式第四』…P32～33
- ・資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）『様式第三』…P34～35
- ・資金計画書（土石の堆積に関する工事）『様式第五』…P36～37
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書…P38
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書…P39

9-3：工事着手から完了までの様式

- ・宅地造成等に関する工事着手届書『様式第1号（第6条関係）』…P40
- ・特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届書『様式第12号（第20条関係）』…P41
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識『様式第二十三』…P42
- ・土石の堆積に関する工事の標識『様式第二十四』…P43
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書『様式第十三』…P44
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書『様式第10号（第16条第1項関係）』…P45
- ・土石の堆積に関する工事の定期報告書『様式第11号（第16条第2項関係）』…P46
- ・特定盛土等に関する工事の定期報告書『様式第17号（第29条第1項関係）』…P47
- ・土石の堆積に関する工事の定期報告書『様式第18号（第29条第2項関係）』…P48
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書『様式第九』…P49
- ・土石の堆積に関する工事の確認申請書『様式第十一』…P50

9-4：許可後の変更等の様式

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議書…P51
- ・土石の堆積に関する工事の計画変更協議書…P52
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書『様式第七』…P53～54
- ・土石の堆積に関する工事の変更許可申請書『様式第八』…P55～56
- ・宅地造成等に関する工事の変更届書『様式第4号（第9条関係）』…P57
- ・特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書『様式第13号（第23条関係）』…P58
- ・宅地造成等に関する工事工程等変更届書『様式第9号（第12条関係）』…P59
- ・特定盛土等又は土石の堆積に関する工事工程等変更届書『様式第16号（第26条関係）』…P60

9-5：区域指定の際に行っている工事の様式

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書『様式第十五』…P61
- ・土石の堆積に関する工事の届出書『様式第十六』…P62
- ・擁壁等に関する工事の届出書『様式第十七』…P63
- ・公共施設用地の転用の届出書『様式第十八』…P64
- ・届出工事の変更届書『様式第7号（第11条関係）』…P65
- ・届出工事の変更届書『様式第8号（第11条関係）』…P66
- ・届出工事の変更届書『様式第14号（第25条関係）』…P67
- ・届出工事の変更届書『様式第15号（第25条関係）』…P68

事前相談書の添付図書について

通常必要とする図書は次のとおりです。

□事前相談（表紙）

区域区分欄については、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域のうち、該当する区域等を○で囲んでください。
また、相談内容については、可能な限り具体的に記入してください。

□位置図

相談場所及び土地利用範囲を赤線で囲ってください。

□土地登記簿謄本及び公図の写し

相談場所に隣接する土地の公図も併せて添付してください。
公図の写しには土地利用範囲を赤線で囲ってください。

□土地利用計画図、縦横断面図

建築物の建築予定がある場合は、予定建築物及び進入路の位置を明記し、地表水の排水方向を→で記入してください。（土地利用計画図）

縦、横2方向の断面図に現況地盤線と計画地盤線（地盤高さの差の寸法を記入したものを）を記入してください。（現況地盤線と計画地盤線は切土、盛土がない場合も記入してください。）（縦横断面図）

なお、宅造等許可の要否を相談される場合は、土地利用区域内の雨水排水計画を考慮した造成計画図を添付してください。

□敷地求積図

土地利用範囲の面積がわかるものを添付してください。

また、切土及び盛土（30cmを超えるもの）の範囲及び面積のわかるものを添付してください。

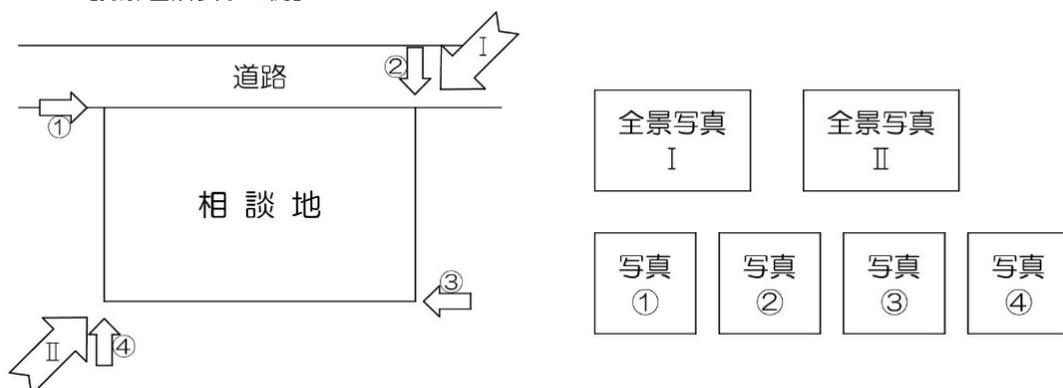
□現況写真

敷地の現況（全体がわかるもの2方向以上）及び敷地の境界線に沿って境界の状況がわかるよう撮影してください。

また、土地利用範囲を赤線で囲うとともに、説明図（写真番号、撮影箇所、撮影方向を記入）を添付してください。

なお、全景写真において境界線の状況がわかる場合は全景写真を境界線の状況の写真と兼ねることができます。

【撮影箇所表示の例】



様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 福 山 市 長 様 申請者 名前		※手数料欄			
1	工事主住所名前 (法人役員住所名前)	()			
2	設計者住所名前				
3	工事施行者住所名前				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 の ため の 措 置			
	又 そ の 他 の 措 置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工 程 の 概 要			
11	そ の 他 必 要 な 事 項			
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	担当名前			担当名前
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所名前のほか、当該法人の役員住所名前を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、名前の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 福 山 市 長 様 申請者 名前		※手数料欄		
1	工事主住所名前 (法人役員住所名前)	()		
2	設計者住所名前			
3	工事施行者住所名前			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ヾ 工事完了予定年月日	年	月	日	

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
担当名前			担当名前
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所名前のほか、当該法人の役員住所名前を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画 (単位 千円)

科 目		金 額
収 入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(内訳) 借 入 先	
	処 分 収 入	
	(内訳) 宅地処分収入	
	補 助 負 担 金	
	(内訳)	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	(内訳) 整地工事費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	
	擁 壁 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	(内訳)	
	借 入 償 還 金	
	借 入 金 利 息	
	事 務 費	
計		

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画 (単位 千円)

科 目		金 額
収 入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(内訳) 借 入 先	
	処 分 収 入	
	(内訳) 宅地処分収入	
	補 助 負 担 金	
	(内訳)	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	(内訳) 整 地 工 事 費	
	防 災 施 設 工 事 費	
	撤 去 工 事 費	
	○ ○ ○ ○ 費	
	附 帯 工 事 費	
	(内訳)	
	借 入 償 還 金	
	借 入 金 利 息	
	事 務 費	
計		

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1. 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
- (3) 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2. 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

福 山 市 長 様

申請者

住所

名前

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私（当法人・当組合を含む。役職・名前等は次表のとおり。）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 名前	性別	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員の役職・名前等についても記載すること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 法人又は組合であって、その役員のうち(2)に該当する者があるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

福山市長様

申請者

住所

名前

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

宅地造成等に関する工事着手届書

年 月 日

福山市長様

住所

名前

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
工事が施行される 土地の所在	
着手年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届書

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所

名 前

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

工 事 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
工 事 を し て い る 土 地 の 所 在	
着 手 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90センチメートル以上 →

70センチメートル以上	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 } 済標識							
	1	工事主の住所名前		見取図				
	2	許可番号	第 号					
	3	許可又は届出年月日	年 月 日					
	4	工事施行者の名前						
	5	現場管理者の名前						
	6	盛土又は切土の高さ	メートル					
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル					
	8	盛土又は切土の土量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">盛土</td> <td style="text-align: center;">立方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">切土</td> <td style="text-align: center;">立方メートル</td> </tr> </table>		盛土	立方メートル	切土	立方メートル
	盛土	立方メートル						
	切土	立方メートル						
	9	工事着手予定年月日	年 月 日					
10	工事完了予定年月日	年 月 日						
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先							
12	許可又は届出担当の部局名称連絡先							

↑ 50センチメートル以上 ↓

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所名前		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の名前		
5	現場管理者の名前		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70センチメートル以上

50センチメートル以上

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

福山市長様

工事主 住所

名前

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所名前			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証 番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所

名 前

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び名前				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、暗きよ、管きよ等の配置を完了したときの状況				

注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所

名 前

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び名前				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する集水管、暗きよ、管きよ等の配置を完了したときの状況				

注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所

名 前

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第38条第1項の規定により、特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び名前				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、暗きよ、管きよ等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所

名 前

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第38条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び名前				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する集水管、暗きよ、管きよ等の配置を完了したときの状況				

注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第九

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

福山市長様

工事主 住所

名前

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第17条第1項
第36条第1項 } の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所名前	
6 備考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

福山市長様

工事主 住所

名前

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項
第 36 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所名前	
6 備考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議書

年 月 日

福 山 市 長 様

協議者 住所
(許可を受けた者)

名前

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

次の工事について計画変更が生じるため、事前に関係図書を添え協議します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

備考 1 この協議書には、次に掲げる図書を添付すること。

変更案内図（変更事項〔位置、変更等〕の一覧を表示した土地利用計画図等）

変更部分の対象図面

2 2部提出すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

土石の堆積に関する工事の計画変更協議書

年 月 日

福山市長様

協議者 住所
(許可を受けた者)

名前

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

次の工事について計画変更が生じるため、事前に関係図書を添え協議します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

備考 1 この協議書には、次に掲げる図書を添付すること。

変更案内図（変更事項〔位置、変更等〕の一覧を表示した土地利用計画図等）

変更部分の対象図面

2 2部提出すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更 の許可を申請します。 年 月 日 福 山 市 長 様 申請者 名前		※手数料欄			
1	工事主住所名前 (法人役員住所名前)	()			
2	設計者住所名前				
3	工事施行者住所名前				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	担当名前			担当名前
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所名前のほか、当該法人の役員住所名前を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、名前の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 </td> </tr> </table> の規定により、変更の許可を申請します。		第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項	※手数料欄	
第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項				
年 月 日 福 山 市 長 様		申請者 名前		
1	工事主住所名前 (法人役員住所名前)	()		
2	設計者住所名前			
3	工事施行者住所名前			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	担当名前			担当名前
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所名前のほか、当該法人の役員住所名前を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

宅地造成等に関する工事の変更届書

年 月 日

福山市長様

届出者 住所

名前

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 第 号

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 住 所

名 前

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第35条第2項の規定により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

- 1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可番号

年 月 日 第 号

- 2 土地の所在及び地番

- 3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

宅地造成等に関する工事工程等変更届書

年 月 日

福山市長様

届出者 住所

名前

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

中止
宅地造成等に関する工事を次のとおり再開したので、届け出ます。
廃止

許可 届出 年月日及び番号	年 月 日 第 号
理 由	
工事進捗状況 及び防災措置	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事工程等変更届書

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 住 所

名 前

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前 〕

中 止

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり 再 開 したので、届け出ます。

廃 止

許 可 届 出 年月日及び番号	年 月 日 第 号
理 由	
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

注 1 不用な文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

福山市長様

工事主 住所

名前

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項
第40条第1項 } の規定により、下記の工事について
届け出ます。

記

1	工事施行者住所名前		
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3	工事を行っている 土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
8	工事着手年月日	年	月 日
9	工事完了予定年月日	年	月 日
10	工事の進捗状況		

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

福山市長様

工事主 住所

名前

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届
 け出ます。 { 第 40 条第 1 項 }

記

1 工事施行者住所名前	
2 工事をしている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

福山市長様

届出者 住所

名前

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

福山市長様

届出者 住所

名前

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 4 項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。
{ 第 40 条第 4 項 }

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、名前は、当該法人の名称及び代表者の名前を記入してください。

届出工事の変更届書

年 月 日

福山市長様

住所

名前

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第21条第1項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届 出した年月日	
工事をして いる土地の 所在地及び 地番	
工事をして いる土地の 面積	
変更事項	
変更理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

届出工事の変更届書

年 月 日

福山市長様

住所

名前

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第21条第3項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届 出した年月日	
工事が行われる 土地の所在 及び地番	
行おうとする 工事の種類 及び内容	
変更事項	
変更理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

届出工事の変更届書

年 月 日

福山市長様

住所

名前

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第40条第1項の規定により届け出た特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届 出した年月日	
工事をして いる土地の 所在地及び 地番	
工事をして いる土地の 面積	
変更事項	
変更理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

届出工事の変更届書

年 月 日

福山市長様

住所

名前

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の名前〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第40条第3項の規定により届け出た特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届 出た年月日	
工事をして いる土地の 所在地及 び地番	
工事をして いる土地の 面積	
変更事項	
変更理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。